



医療事故訴訟の現状（民事編）

北海道医師会顧問弁護士 黒木俊郎

黒木法律事務所 弁護士 武市尚子

Q 医療事故訴訟の現状について教えてください。

- ① 以前は患者が病院や医師を訴えたというニュースを良く目にしましたが、最近では報道されることがほとんどありません。訴訟件数は、減っているのでしょうか。
- ② 訴訟の終了までにどの程度の期間が必要ですか。
- ③ 訴えられた病院・医師が判決で勝訴する割合（勝訴率）は、どの程度ですか。

A ① 訴訟事件数 最高裁が公表している統計では、医療事故訴訟の件数は減少傾向にあります。

平成4年の新規提訴件数は370件でしたが、その後次第に増加して平成16年には1,110件と約3倍になりました。しかし、以後は次第に減少し、平成23年の提訴件数は、767件に下がっています（図1）。

② 審理期間 裁判の平均審理期間も次第に短縮される傾向にあり、以前は一審だけで約3年を要したものが、現在では約2年程度になっています（図2）。

審理期間が短縮した要因の第1は、裁判所民事部に医療集中部が誕生して専門的取り組みを開始したこと、第2は、「裁判の迅速化に関する法律」（平成15年7月施行）の第2条で「第1審の訴訟手続きは2年以内のできるだけ短い期間内に終局させる」と規定されたことです。

③ 勝訴率 病院・医師の勝訴率（患者側の敗訴率）が最も低かったのは平成15年の約55%でした。その後どんどん上昇し、現在の勝訴率は、70～80%になっています（図3）。

質疑応答

医師：やはり、病院・医師が訴えられる件数が減少していたのですね。しかし、医療事故が減ったとは思えないのですが。

弁護士：そうですね。日本医療評価機構の発表によると、報告のあった医療事故件数は、平成17年の1,265件から平成23年の2,799件に増えているのです。このデータは、事故のリスクと訴訟のリスクは別問題であることを示していると思います。

医師：医療事故数が増えているのに、訴訟が減ったのは何故でしょうか。

弁護士：最大の理由は、示談解決の努力でしょう。病院側が医療事故賠償責任保険を利用して示談することにより、医療事故は防げなくても訴訟を防ぐことができます。

医師：病院がもっともっと示談解決の努力をすれば、訴訟はなくなりますか。

弁護士：そうはなりません。保険会社が保険金を支

払うためには、医師会の医事紛争処理委員会や保険会社の審査で医師有責と判定される必要があります。従って、医師無責の事件では保険金が出ないので、病院の自腹でないと示談ができません。また、医師有責の場合でも、患者・遺族の請求額があまりに過大であれば、示談解決は困難になります。

医師：つまり、医師無責の場合や医師有責でも患者が欲張った要求をしてきた場合には、訴訟にならざるをえないということですね。

弁護士：確かに訴訟にはなりますが、医師有責の事件の場合は、裁判官から適切な金額の和解案を出してもらって和解で解決する可能性があり、判決にはならないことが多いです。

医師：裁判所の医療集中部について教えてください。

弁護士：昭和時代の医療事故訴訟では、裁判官の医学知識の欠如や鑑定人を引き受ける医師が見つからないなどの事情から、判決までに4～5年かかるの

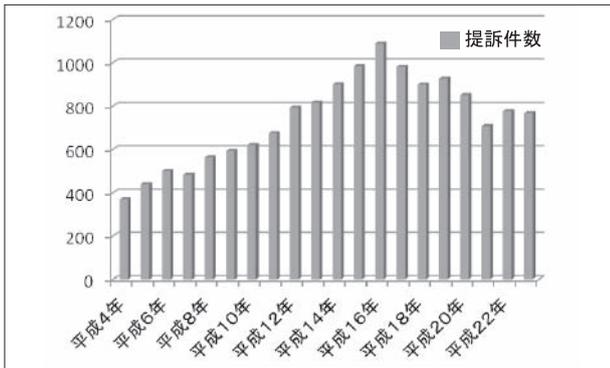


図1 医事関係訴訟事件提訴件数の推移

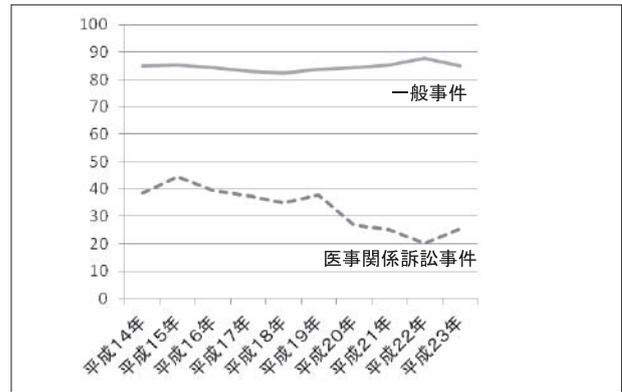


図3 地裁民事第一審通常訴訟事件・医事関係訴訟事件の原告勝訴率(一部勝訴を含む)

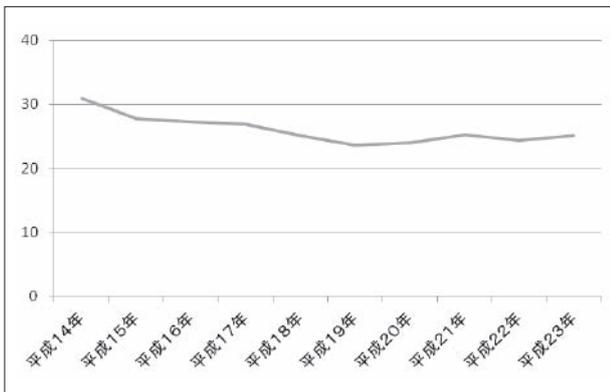


図2 医事関係訴訟事件の第一審平均審理期間(月)

が普通でした。そこで、医療訴訟の迅速処理のため、最高裁判所は、大都市の地方裁判所に医療集中部を設けることにしました。札幌地裁でも平成15年に医療集中部ができ、北大と札幌大の協力を得て鑑定人推薦委員会を立ち上げ、適切な鑑定人を短時間で選任するシステムを作りました。こうした努力のおかげで、現在では平均審理期間は約2年に短縮されています(図2)。ただし、医療集中部があるのは大都市の地裁本庁に限られており、道内では札幌地裁だけです。

医師：訴えられた病院・医師の勝訴率がこんなに高いとは意外でした。

弁護士：通常の民事訴訟の場合、原告勝訴率は8割以上ですから、被告の勝訴率は2割未満ということ

になります。原告が弁護士に相談して勝てると言われたから訴訟を依頼するわけですから、原告の勝訴率が100%でも不思議はないわけです。ところが、医療訴訟だけは例外で、被告の勝訴率70~80%ですから、判決で患者側が勝つのは困難と言えます。

医師：医療訴訟だけが例外になった理由は何でしょうか。

弁護士：第1の理由は、明白に医師有責と判断できる事件は、病院側が裁判前に示談解決しているの、裁判になる事件の大半が医師無責の事件だということです。第2の理由は、被告に多少でも落度がある事件については、裁判所から和解勧告が出ます。勧告が出ればほとんどの病院が和解に応じるので、原告が欲張らない限り判決にはなりません。つまり、判決になる事件の大半が原告の主張に無理があり、示談も和解もできなかった事件ですから、被告の勝訴率が高いのは、当然と言えます。

医師：患者側弁護士の医学知識の不足によって病院の勝訴率が上がっているという要因はありませんか。

弁護士：患者側弁護士もインターネットで最新の医学情報を入手していますし、患者側に有利な意見書を書いてくれる医師もたくさんいます。病院が患者側の無知に付け込んで勝訴するなどというのは、小説「白い巨塔」の時代の話です。

筆者紹介

黒木俊郎：1964年京大法学部卒、66年札幌地裁裁判官、68年札幌で黒木法律事務所開設。72年北海道医師会顧問弁護士に就任し、病院と医療者を守る立場から、医事紛争の合理的解決に取り組む。

その経験を生かして北海道医報に「医事紛争Q & A」を連載(96年4月号~翌年3月号 06年10月号~翌年4月号)したが、今回は「最新・医事紛争Q & A」として連載を再開し、読者に最新の情報を提供することになった。

武市尚子：1999年東大法学部卒、05年東大大学院医学系研究科博士課程修了、06年より千葉大法医学教室助教として死因究明制度を研究。2013年1月弁護士登録、黒木法律事務所に入所。

質問募集／編集部では、北海道医師会会員の皆様からのご質問・ご感想をお待ちしています。